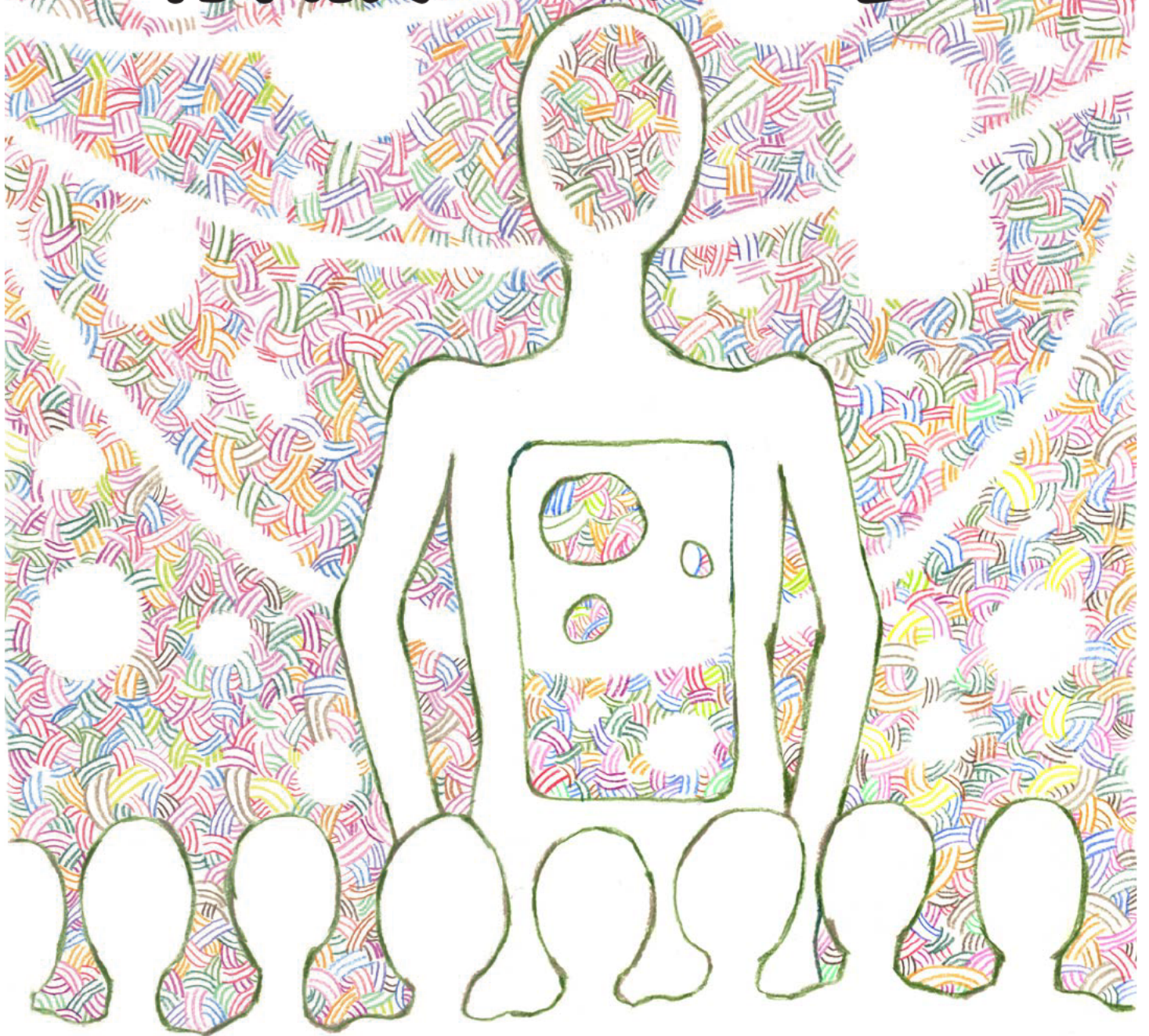


第39集

解放への一歩



筑紫野市

聞いてほしい
見てほしい
抱きしめてほしい
つないでほしい

話を
わたしを
肩を
手を

いつでも
ちゃんと
やさしく
しっかりと

人はだれかに愛されて人となり
人はだれかを愛して人となる

人は一人では生きられぬ
人はだれかを支え、だれかに支えられ生きている

人ある限り 人権を
人である限り 理性と良心を

人として生きつづけるために

聞いてほしい
見てほしい 本当のことを

抱きしめてほしい
つないでほしい 本物のやさしさを



私たちの暮らしに生きている運動の成果

今年は、「全国水平社」が創立されて90年を迎えます。

1871（明治4）年、太政官布告（解放令）が出され、制度上では身分制度はなくなったにもかかわらず、様々な形で差別され続けた被差別部落の人々は、「自分たちが立ち上がらないといけない。」と運動を始め、「全国水平社」を創立させました。そして、1922（大正11）年の創立大会で「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれる「水平社宣言」が採択されました。これは、日本で最初の民衆の人権宣言であると言われています。

これを契機に、日本各地で展開された部落差別をなくすための運動は、被差別部落の人々の生活だけでなく、現在の私たちの暮らしを豊かにするために大きな成果を上げてきました。そのいくつかを紹介します。

一 教科書の無償配布

高知市の長浜地区で、子どもたちの教育権を保障するための取り組みとして、「教科書をただにする会」を作り運動が展開されました。その結果として、現在でも教科書が無償で配布されています。

二 「全国高等学校統一応募書類」の採用

従前の社用紙や面接票には、不必要な個人情報や差別的な質問項目が設定されていて、それに基づいて採用の可否を決めようとしていたものが数多くありました。

そこで、社用紙の改善や就職差別撤廃の運動が行われてきました。その結果が、現在の「全国高等学校統一応募書類」です。

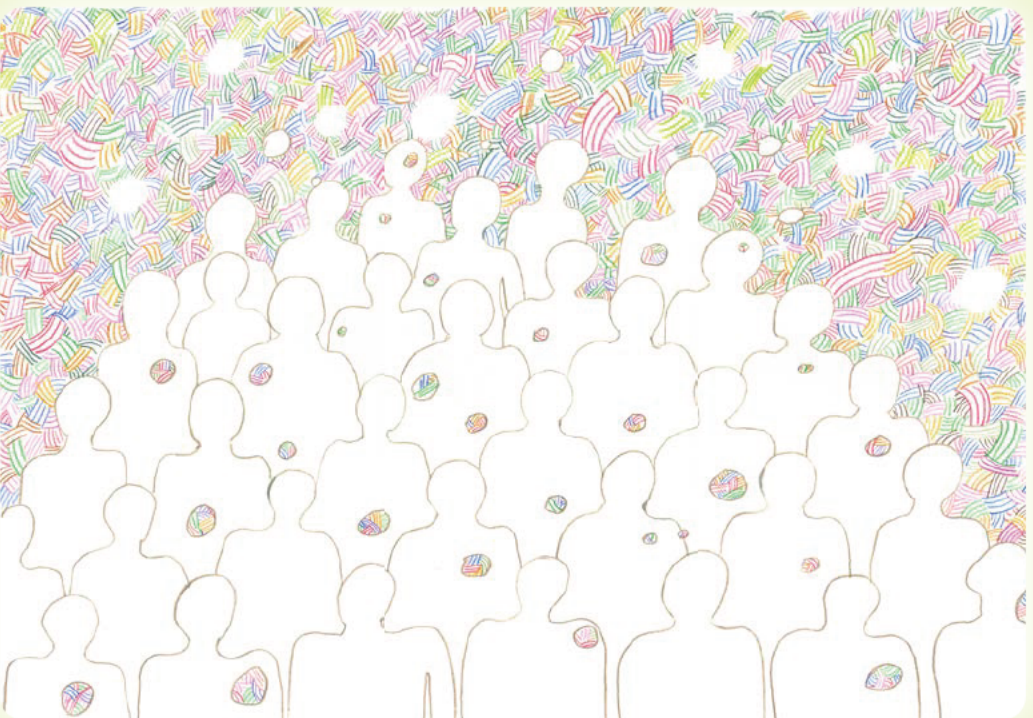
三 「福岡県部落差別事象の

発生の防止に関する条例」の制定

結婚時や就職時の身元調査が、結婚差別や就職差別につながっていくこともあります。身元調査は、人死に追い込むこともあります。そのような差別をなくすために身元調査そのものを市民の立場から依頼も協力もしない市民運動が展開されました。その結果、福岡県は、「部落差別の発生の防止に関する条例」を制定しました。

四 「奨学金制度」の確立

経済的な理由で進学をあきらめたり、希望校に通学できなかったりする状況を改善する運動が展開されました。その結果、子どもたちの夢や希望を実現させる支援として奨学金制度が確立しました。現在、この奨学金制度は、何度も見直され誰もが利用しやすい制度になってきています。



学び合いの教育

算数の時間です。三角形の面積を求める学習に取り組んでいるA君。グループでいろいろ考えを出し合っています。そして、しばらく考えた後、A君「わかった!」と喜びの声を発しました。これは、わかりたいという願い、つまり自己成長への欲求の姿です。

B君。昼休み時間に友だちとトラブルを起こしました。友だちとまずい雰囲気を残したまま、次の日を迎えました。昨日のこと「ごめんなさい」とあやまろうと思っています。これは、トラブルがあっても友だちと仲良くしたいという願いです。つまり、集団所属への欲求の姿です。それと同時に、自分を認めてほしいという承認欲求の姿です。

C君。社会科の学習で身分制度のことを学習しています。

な課題を提言しています。それは「子どもたちが学校・教師に求めているのは、いつも『楽しい学校』であってほしいということである。」「これは学校や教室が子どもたち一人ひとりの学ぶ権利を保障し合う場所でなければならぬ」とも置き換えられると思います。

勉強で理解に時間のかかる子ども、理解が十分でない子どもや体の弱い子、あるいは不自由な子や生活をする上で様々な悩みを背負っている子どもたちがいます。このような子どもたちが、元気をなくしたり傷つけられたりされるのではなく、伸び伸びと学習し、それぞれが一杯に自分の力を発揮し、考えや知識を深め合い仲間の力に支えられながら成長し合う中で、差別に対する憤りを形づくっていくような学級・学校を築いていく教育が同和教育です。

同和教育は、全教科・全領域を通して行われています。

政府が、自分たちを守るために一般民衆に厳しい身分制度をします。子どもたちは、資料で調べ、グループ討議で武士の立場だけでこの制度を見るのではなく、民衆の側からも考えます。また、文化の面から、くらしの面から身分制度を考えます。これは、ある事象を一面から見るのではなく、他面的に見ることの大切さを学ぶことになります。

福岡県教育委員会は、1970（昭和45）年に「福岡県同和教育基本方針」を策定しています。「部落差別に対する科学的認識にたつて、真に差別をなくしていく意思と実践力をもった人間の育成をめざす」を目標に同和教育は推進してきました。

また1990（平成2）年に同和教育実態調査を実施し、1992（平成4）年の報告書の中で学校教育に次のよう

つまり、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間で行われるものです。このような同和教育の推進が、A君、B君、C君たちの学びの姿として現れているのです。



ちょっとおかしくないですか？その質問

～全国高等学校統一応募書類の取り組み～

就職は、生活の安定を確保すると共に、働く事を通じて社会参加を図るなど、私たちににとって幸せに生きていく上で基本となるものです。

昨今は、就職が大変厳しい世の中となり、ワーキングプアやニートなどの非正規雇用が社会問題化しています。

ところで、このイラスト、あれっ？ちょっとおかしいと思われるところはありませんか。

会社の面接官が「生まれはどこですか？」「家族構成を教えてください」



さい。」と質問しています。

応募者をリラックスさせるための軽い導入のための質問かもしれません。しかし、応募者にとって答えづらい場合は、落ち着きをなくしたり、黙り込んでしまったりするのがむしろ自然でしょう。その気持ちの動揺から生じる態度が、面接する人にマイナスの印象を与えてしまう恐れも出てきます。

「生まれ」や「家族構成」など、本人の意欲や能力、適正以外のことで就職が決まるのはおかしいことです。

なぜ「全国高等学校統一応募書類」ができたのでしょうか？

1968（昭和43）年、奈良県の高校生が同和地区出身であることを理由に採用をされなかったという

話し合い、統一応募書類や面接の学習をしています。

職業選択の自由とは、だれでも自分の適性や能力に応じて自由に職を選べることです。そのためには、雇用主が、公平・公正な採用選考を行うと同時に、応募者が世の中のおかしい事柄には「おかしいと言える力」や「行動できる力」を身につけることが大切だと思います。

差別事象が発生しました。これをきっかけに、それまで企業が使っていた応募用紙（通称「社用紙」）には、本籍地、家族構成、宗教、親の職業など就職差別につながるおそれのある事項が多く含まれていることが明らかになりました。その後、社用紙が見直され「統一応募用紙」を作成しようとする運動へと広がり、「全国高等学校統一応募書類」の制定や現在の履歴書の規格へと定着をみせました。

また、これらの運動が高まる中、文部科学省は、「高等学校卒業者の就職応募書類の改定について」という通知を出し、不合理な差別のない公正な採用・選考が行われるよう特段の配慮をすることと明記しています。

学校でも学習しています。

中学校では、生徒がいずれは経験する就職試験に着目させ、就職する際、雇用主に伝えたい自己アピールや特技、あるいは、伝える必要のない項目などを



すべての子どもたちに学ぶ権利を

次の文は、奨学金を利用して、自分の第一志望の高校へ進学することができた、ある生徒の手紙です。

私、どうしてもA高校に行きたかったのです。そのために自分なりに頑張ってきました。

でも、A高校は、私の家から通学するためには、バスを利用しなければ行けませんでした。

私の家庭は、決して豊かな方ではありませんでした。だから、そこまで親に負担はかけられない、自宅から通学できる範囲の高校を選ぶしかない・・・とあきらめていました。

そんなある日、私の気持ちを察してくれた先生が「これ申し込んでみないか。」と言って、奨学金のパンフレットと申込書をそっと手渡してくれました。私は、さっそく申し込みをさせていただきました。そして、受け取る奨学金は、学校への交通費にあてさせていただきました。

将来の夢をあきらめかけていた私に、奨学金制度のことを教えてくれた中学時代の先生に心から感謝しています。

経済的な理由で進学をあきらめたり、希望する学校に行けないことはとても残念なことであり、家族にとっても身を切られるほどに辛いことだと思います。

人の能力は、学歴だけで測ることはできませんが、現実には学歴による賃金の格差は存在します。親の仕事が不安定で収入が少なく、経済的に苦しい。そのことが理由で、子どもの教育を十分につけてやることができない。その結果、子どもの就職が難しく経済的に苦しい生活を強いられる・・・そんな負の連鎖を断ち切るための制度が奨学金制度であり、子どもたちのもっと学びたいと将来の夢を応援するための制度でもあるのです。

福岡県の奨学金制度は

1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が施行される以前の福岡県全体の高校進学率は、77・9%であるのに対して、同和地区は43・3%でした。

高校進学率の低さは、子どもの夢や希望を奪い、不安定な仕事・低収入・生活不安など部落差別の悪循環を顕著に現しています。この悪循環を断ち子どもたちの素質を伸ばし、安定した収入を得るための進路を保障するのが同和対策奨学金制度です。この制度は、同和地区の子どもたちの進学を支え、就労の保障・生活の安定に大きな役割を果たしてきました。しかし、同和対策の事業法の失効



（2002年3月）に伴い、同和地区生徒対象の奨学金制度は廃止されました。

その後、2003（平成15）年度に、すべての高校生を対象とした奨学金制度が新設されました。この制度では、成績条項の除外、入学支度金の新設、保証人要件の緩和などが取り入れられました。これらの要件は九州でも福岡県だけのものでした。

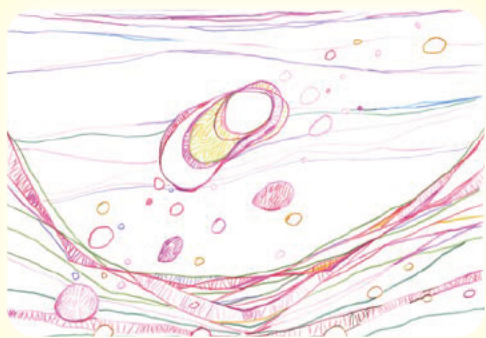
必要とするすべての子どもに制度を

このように、奨学金制度は、だれもが利用しやすいものになることを期待されながら改善されてきました。そこには、教育の機会均等の保障、部落差別をはじめとする様々な差別を解消するために制度化された同和対策奨学金の設立の趣旨が引き継がれています。

奨学金は、すべての子どもたちの高校進学という夢の実現のためにつくられたものなのです。

数年前、この町に引っ越して来て間もない頃、ポストに冊子のようなものが入れられていました。何だろうと思ってはいたものの、別に気にも留めていませんでした。しかし、ある日、冊子を開いてみると、部落差別や障がい者差別に関することが書かれているのを知りました。

引っ越し前に住んでいた地域の近くに同和地区がありましたので、私はもしかしたらこの近くに・・・と不安がつのってきました。そのころの私は、「あそこは立派な集会所ができてよかねえ。あそこは国の補助金で建設されるらしい。」「あそこは、環境も良くないし怖いところ。」という陰口や偏見の目を当たり前のように聞いていました。また、その地域の集会所にある『差別をしない、させない、許



さない子どもを育てよう』の看板に、ある怖さみたいなものを感じていました。

ですから、啓発冊子の中の部落差別に関する内容にふれたときに不安になったのだと思います。しかし、一方「自分は引っ越して新興住宅に住んでいるから、部落差別は自分には関係ないことだ。」と思う自分がいました。

そして、もやもやを感じながら何年かを過ごしたとき、私たちの地域にも下水道整備工事が行われることを市の広報紙で知りました。公民館で開かれる工事の説明会に参加しました。市役所の担当者から工事の期間、方法、費用などの説明を聴きました。その中で、この工事が同和对策事業特別措置法に基づいた事業であるという説明がありました。

この事業で工事を行えば、全工事費の内の三分の二は国からの補助、残りの三分の一のほとんどは地方交付税で市に戻ってくる。市の予算をほとんど使わずに工事ができるので、その分は他の工事や子どもたちの教育に使う

権問題を自分のこととして考えていきたいと思っています。

ことができるというような内容だったと思います。しかも、その工事は私たちが住んでいる地域をも広げて整備されるということを初めて知りました。同和对策事業は、同和地区だけに行われるものだとばかり思っていた私はびっくりしました。

また、その説明会が終わって会場を出ようとしたとき、参加された何人かのおばあちゃんたちの話し声が聞こえてきました。

「うったちが小さいころは、雨が降ればひざの上まで水がたまり、道も狭く、下排水もなかったからいつも汚いとか臭いとか言われて差別されてきたねえ・・・」

「そうやったねえ。でも、今度、下水道が通ったら、うったちの町も周りも環境が良くなって、生きててよかったな・・・」

今回のことで、同和对策事業は私たちの生活を豊かにすることにつながっていることに気づきました。と同時に今までの自分の考え方や生き方を恥ずかしく思いました。また、これから啓発冊子には、しっかりと目を通し人



中学校の教科書から同和問題を考える

1 中学生は、同和問題の基礎を学びます。

中学校では、社会科で歴史や公民の基礎を学習します。現在、市内の中学生が使っている歴史の教科書（帝国書院）や公民の教科書（東京書籍）を読んでみましょう。



① 江戸時代の「身分制社会での暮らし」の学習で「身分制社会」を学びます。

差別された人々

近世の社会にも、中世と同じように、天変地異・死・犯罪など人間がはかりしれないことをけがれとしておそれる傾向があり、それにかかわった人々が差別されることがありました。もっとも、死にかかわっても、医師・僧侶・処刑役に従事した武士などは差別されなかったため、差別は非合理的で、支配者に都合よく利用されたものであるといえます。差別された人々は、地域によってさまざまな呼び名や役割が存在していました。

② 明治時代の「古い身分制度の廃止」の学習の中で、「江戸時代の身分制度社会の廃止」を学びます。

1871（明治4）年の布告（「解放令」）によって、江戸時代に差別されていた人々の呼び名が廃止され、身分・職業とも平民と同じであるとされました。これによって古い身分制度はなくなりましたが、国民全体がすぐに平等になったわけではありませんでした。新政府は、差別されてきた人々の生活を改善する具体的な政策をとらず、また、長く続いた慣習や差別意識も簡単には改まらなかったため、居住・就職・結婚などで差別を受けることは根強く残りました。

③ 大正時代の「解放を求めて立ち上がる人々」の学習の中で、「全国水平社」を学びます。

「解放令」が出されたのちも、働く条件や結婚などの差別はなくならなかったため、部落差別問題の解決をめざして、1922（大正11）年全国水平社が創立されました。

④ 公民の教科書「平等権と共生社会」の学習で「部落差別からの解放」を学びます。

えたとよばれた人々は、農林漁業を営みながら、死牛馬からの皮革の製造、町や村の警備、草履や雪駄づくり、竹細工、医薬業、城や寺社の清掃のほか、犯罪者の捕縛や行刑役などに従事しました。ひにとよばれた人々は、町や村の警備・芸能などに従事しました。これらの人々は、社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担っていたのです。こうしたなかで、経済的に豊かになる人も現れましたが、江戸時代中期から幕府や藩が出す御触れなどにより、百姓や町人とは別の身分として位置づけられました。これにより、差別はさらに強化されました。

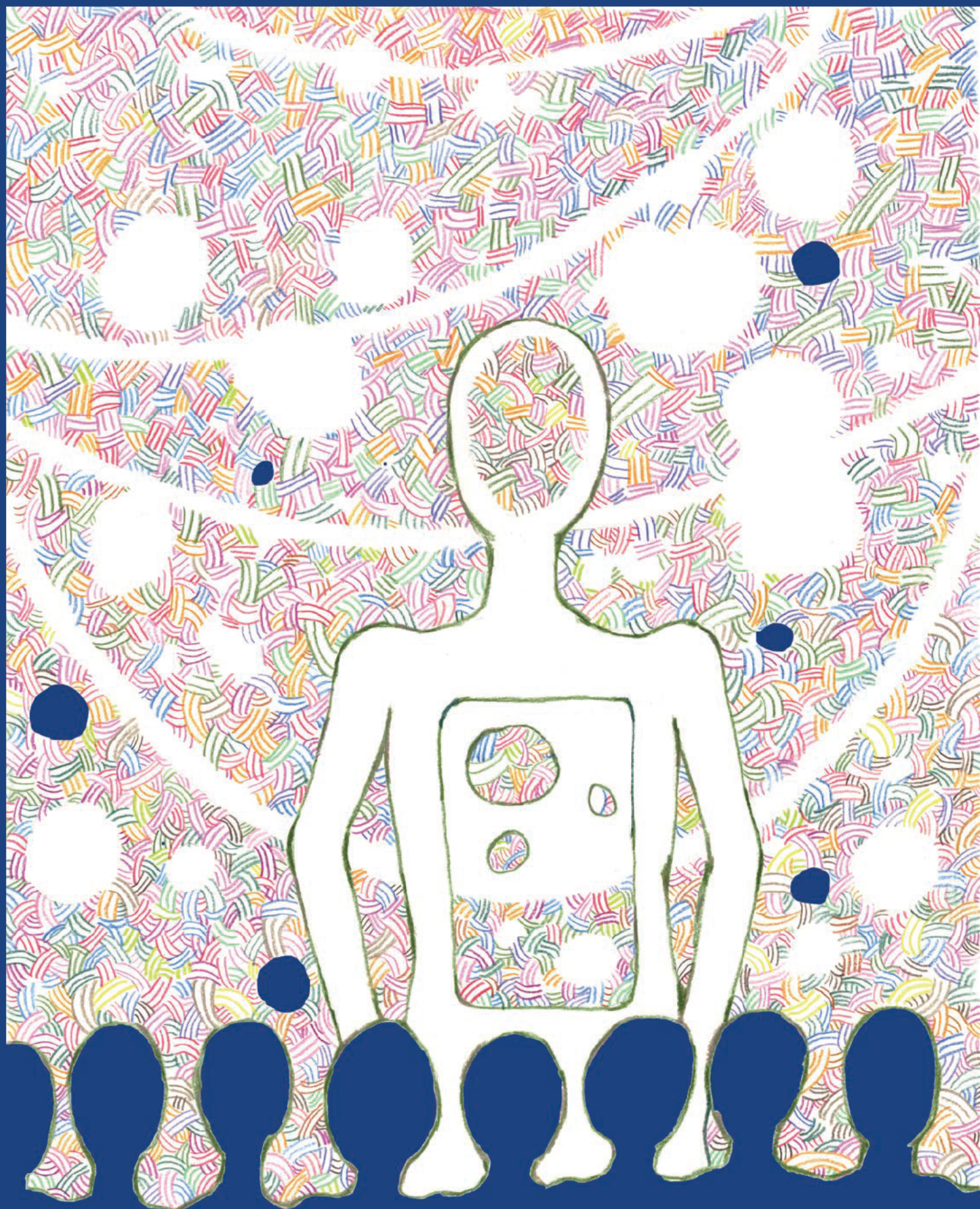
部落差別からの解放

部落差別は、被差別部落の出身者に対する差別のことで、同和問題ともいわれています。江戸時代のえた、ひにんという差別された身分は、明治時代になって、いわゆる「解放令」によって廃止されました。しかし、明治政府は差別解消のための政策をほとんど行わず、その後も就職、教育、結婚などの差別は続いていきました。

1965（昭和40）年の同和对策審議会の答申は、部落差別をなくすことが国の責務であり、国民の課題であると宣言しました。そして、対象地域の人たちの生活の改善が推進されました。1997（平成9）年からは、同和对策事業をさらに進め、人権擁護の総合的な施策が行われています。差別のない社会が求められています。

2 同和問題を解決するのは私たち一人ひとりで

中学生が同和問題を学ぶのは、同和对策審議会の答申が述べているようにこの問題が日本の固有の社会問題であるからです。また、同和对策審議会答申から50年近く経ちますが、部落差別問題にかかわる事象が今なお起きているからです。「同和問題の解決は私たち国民一人ひとりの課題」です。



2012年10月15日発行・解放への一步第39集

- 編集発行 / 筑紫野市
筑紫野市教育委員会
筑紫野市同和教育研究会
筑紫野市同和问题啓発資料編集委員会
- 問い合わせ先 / 筑紫野市教育委員会教務課
TEL(092)923-1111
- 印刷 / 株式会社ジェイ・ピー